

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	国分寺市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	120-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/torikumi/1012058/1015909.html">http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/torikumi/1012058/1015909.html</a>

執行機関名 国分寺市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国分寺市特殊疾病者福祉手当条例(平成3年条例第13号)による特殊疾病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第2の項 国分寺市特殊疾病者福祉手当条例(平成3年条例第13号)による特殊疾病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号) 第1条	国分寺市特殊疾病者福祉手当条例(平成3年条例第13号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	この条例は、 <u>治療が著しく困難な疾病にかかっている者</u> に対して特殊疾病者福祉手当を支給し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		国分寺市特殊疾病者福祉手当条例(平成3年条例第13号) 国分寺市特殊疾病者福祉手当条例施行規則(平成3年規則第12号)